

令和8年（フ）第192号

静岡県沼津市本白銀町488番地の4 白銀シ
ティハイツ209
破産者 佐藤 広光

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（フ）第19号

静岡県下田市西本郷二丁目24番10号
破産者 黒田 智景

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

令和8年（フ）第205号

京都市中京区壬生下溝町23番地の19
破産者 山口 進

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第229号

京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町310
番地1 ラ・モーダ堀川 801号
破産者 山口 直紀

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第511号

京都市西京区大原野石見町249番地
破産者 小仲 晴夫

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第4874号

大阪府門真市上島町18番2ー710号
破産者 小掠百合子

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6124号

大阪市住吉区帝塚山中3丁目7番5号 DA
IKENN帝塚山 203号
破産者 サロンプリンセスこと 伊東真由実

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2085号

大阪市東住吉区桑津1丁目12番9ー605号
破産者 MICOことGrowEveryこと
林 大樹

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第158号

兵庫県高砂市北浜町西浜471番地の12
破産者 松本工業こと 松本 遼二

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第178号

兵庫県赤穂市御崎2865番地47
破産者 半澤 真琴

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第203号

兵庫県姫路市大津区西土井38番地8
破産者 坂口 真美

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第250号

兵庫県相生市赤坂1丁目13番17号 メモリー
ハイツB201
破産者 田川 和史

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第305号

兵庫県姫路市香寺町香呂399番地1 エスペ
ランサ香寺103号室
破産者 久賀商店 リラクゼーションサロン
香ーk o hーこと 久賀 遥香

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第41号

広島県呉市山手2丁目2番1号207号室
破産者 平岡 賢次

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和8年（フ）第9号

徳島県小松島市新居見町字高内90番地の1、
住民票上の住所徳島県小松島市横須町18番29
号
破産者 武田 竜太

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第102号

徳島県徳島市南矢三町一丁目7番37ー202号
サンシティー南矢三
破産者 木下 健秀

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和8年（フ）第41号

高知県吾川郡いの町2301番地 町営住宅内野
団地北棟102号
破産者 谷川 一美

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第134号

高知県土佐郡土佐町相川1361番地
破産者 伊藤 智幸

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第17号

長崎県雲仙市国見町多比良戊1411番地30
破産者 栗原 克弥

- 1 決定年月日 令和8年9月3日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係